

汚水処理施設概成後の生活排水対策方針について

1 概成に向けた現状について

米子市の令和3年度末における汚水処理人口普及率は91.8%で、年度ごとの目標をクリアしており、令和8年度末には95%を超える見込みである。

〈汚水処理人口普及率の年度別実績及び見通し〉

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度末 見込み	R8年度末 見込み
公共下水道	70.9%	71.6%	72.6%	73.3%	75.9%
農業集落排水施設	9.5%	9.5%	9.5%	9.5%	9.5%
合併処理浄化槽	9.8%	9.8%	9.7%	9.7%	9.7%
合計	90.3%	90.9%	91.8%	92.5%	95.1%

令和8年度末時点での整備完了予定区域は、内浜処理区では富益町の一部まで（彦名町、米川以西の夜見町は完了予定）、外浜処理区では河崎まで（両三柳は完了予定）であり、それより境港市側は未整備区域となる見込みである。

*参考資料1「米子市公共下水道計画一般図」（汚水）

2 概成後の国の対応について

10年概成方針期間後の国の動向については、不透明な部分はあるものの、現行のような新規の管渠整備といった未普及対策に対し、国費の重点的な配分を受けることは困難な見通しである。

⇒困難な理由としては

- ・重点配分の考え方は、汚水処理施設の概成未達成の自治体に限定した令和8年度までの時限的措置であること。
- ・全国的に管渠、ポンプ場・処理場など施設の老朽化に伴う更新需要が増加していること。
- ・近年、全国各地で多発している地震、局地的豪雨等による災害対応のため、耐震化・耐水化事業の優先度が高いこと。

3 令和9年度以降、未整備地区に対する米子市の考え方について

公共下水道の整備には、大きな投資が必要となることから、国の財源措置を得ながら整備を進めていくという基本的な考え方がある中、仮に、現行のような新規の管渠整備に国

費の重点的な配分が行われない場合、現実的に現在の管渠の新規整備の規模を維持することは困難である。

そのため、投資のバランスや整備に係る時間軸の観点から、既に進めている合併処理浄化槽の普及を中心とした生活排水対策に移行する必要があると考える。

4 生活排水対策方針の見直しについて

上記1から3のことより、汚水処理施設概成後の生活排水対策方針については、現行の管渠の新規整備による普及を柱とする方針から、合併処理浄化槽を主体とするものへ改定を行うこととし、現在、主に以下の項目について見直しの検討を始めている。

- (1) 令和9年度以降も引き続き公共下水道を整備するエリアについて
- (2) くみ取り及び単独浄化槽から合併処理浄化槽への切替促進について
- (3) 浄化槽の使用者による適正な維持管理の推進について
- (4) 下水道整備済みエリアにおける未接続家屋の解消について
- (5) 農業集落排水施設整備済みエリアにおける新規加入の促進について